

特別支援の認定に伴う補助金について

- ・栃木県、那須塩原市の特別支援に伴う補助金については、下記のとおり
- ・栃木県と那須塩原市では、補助要件・補助単価（月額、年額）等の違いがある。
- ・那須塩原市保育運営事業費補助金【発達支援児保育事業】では、年2回開催の発達支援審査会で審査・認定を受けた要支援児の加配について補助を出している。  
要支援児の加配の有無、加算要件（1:1,2:1）等は、発達支援審査会で認定を決定している。緊急性等があり個別に対応が必要な場合は、保育課へ相談していただきたい。

栃木県		補助要件	補助額			備考
補助金名	対象		補助単価		その他	
幼稚園運営費補助金	・幼保連携型1号 ・幼稚園型1・2号	当該年度の10月1日に在園する幼児のうち、対象園児のいる学級に配置された教職員（学級担任を除く。）から特別な教育支援を受けている幼児であって、次のいずれかに該当するもの ①身体障害者手帳の支給対象 ②特別児童扶養手当の支給対象 ③療育手帳の交付を受けている ④視覚、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度と同程度の傷害を有する	10月1日に在園する対象園児数	1人当たりの補助単価/年		・年1回の申請 ・申請に基づき補助要件を確認し補助金を交付。
			5月1日在園児	5月2日以降10月1日以前入園児		
		1人以上	784,000円	392,000円		

那須塩原市		認定方法 (補助要件)	補助額				備考
補助金名	対象		保育士加算要件 (要支援児：保育士)	補助単価	保育士加算要件 (要支援児：保育士)	補助単価	
那須塩原市 わんぱく保育支援事業 補助金 【特別支援サポート事業】	・幼保連携型1号 ・幼稚園型1号、2号	栃木県特別支援教育の補助対象となる園児かつ次のいずれかに当てはまるもの ①身体障害者手帳の支給対象 ②特別児童扶養手当の支給対象 ③療育手帳の交付を受けている ④視覚、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度と同程度の傷害を有する		1人につき 392,000円/年		1人につき 392,000円/年	・特別な教育的支援を必要とする園児が在籍する園に対し交付 ・支援児数は10/1現在
那須塩原市保育運営 事業費補助金 【発達支援児 保育事業】	2・3号 (幼稚園型除く)	那須塩原市発達支援保育審査会(※)において、成育歴情報や診断書等により審査し、認定する。  (※)年2回(7月・2月)開催	1:1	180,800円/月	2:1	90,400円/月	・補助の目的は加配 ・基本的には要支援児単位の補助だが 休日保育加算認定を受けている施設については、施設単位の補助を加算して補助している

◇補助基準額と実支出額を比較して低い額が補助金として支給